

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区両国一丁目1番7号

氏 名 渡辺林産工業株式会社

代表取締役 渡辺誠二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事 小寺 弘之



許可の年月日 平成 13年 3月 22日

許可の有効期限 平成 23年 3月 21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎（移動式））木くず（以上1種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎（移動式））の設置場所

群馬県沼田市戸神町866番6号

イ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎（移動式） 産業廃棄物の種類及び能力
木くず [200t/日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 保管容量

3 許可の条件

(1)の中間処理施設（破碎）は移動式の処理施設であり、処理を行う場所は処理対象となる産業廃棄物の発生現場に限る。

4 許可の更新、変更の状況

平成 18年 5月 24日 更新許可

- 5 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性
（該当なし）
- 6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出